

支援金詳細

雲南市漬物製造事業継続支援事業補助金

食品衛生法(昭和22年法律第233号)の改正に伴い、漬物の製造および販売に係る事業の継続を目的とした施設の改修等を行う漬物製造者に対して、改修費の一部を助成する。

地域	島根県雲南市
支援の種類	助成型 (2)
利用目的	事業継承
対象	市内で漬物の製造および販売を行う個人又は3人以上で組織されたグループ
公募期間	~ 2025年3月1日
上限金額・助成金	30万円 (グループの場合は50万円)、補助率1/3
給付要件	補助対象経費：食品衛生法、食品衛生法施行規則(昭和23年厚生省令第23号)又は島根県食品衛生法施行条例(令和3年島根県条例14号)に定める基準を満たすための施設の新設若しくは改修又は設備の導入に係る経費。ただし、食品衛生責任者の資格取得等、営業許可取得および届出に係る事務経費は対象外。
その他	
問合せ先	農林振興部 農業畜産課 電話：0854-40-1055
URL	https://www.city.unnan.shimane.jp/unnansangyou/nougyou/2024-0401-1307-191.html